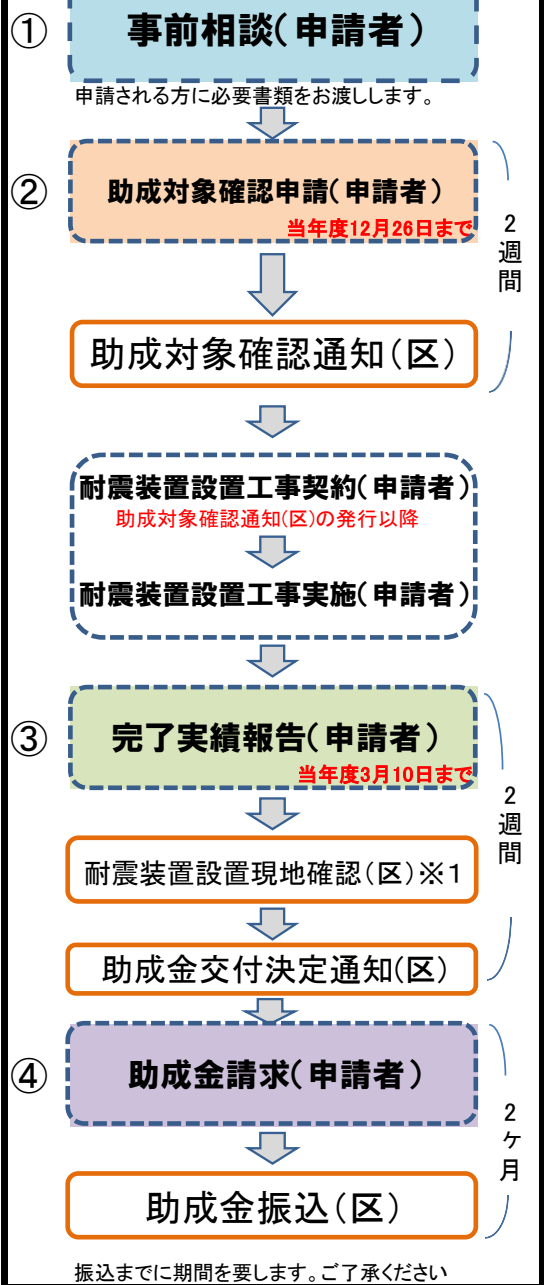


耐震装置設置



【注意事項等】

◆区から「助成対象確認通知」が発行される前に契約または装置設置に着手していた場合には、助成対象不承認となります。

◆提出期限を過ぎると、助成金を受けられない場合がございます。

◆(原本)と記載ある書類は、3か月以内に発行された書類をご提出ください。コピーは不可です。

◆申請書等について、記入した内容に誤りがあり訂正する場合は、当該部分に二重線を引いてください。※請求書は、記載し直した上で再度ご提出いただく必要があります。

◆助成対象確認通知を受けた後、申請内容に変更が生じる場合は、変更手続きが必要となりますので、耐震化担当までお問い合わせください。(例:申請者の住所変更等)

◆申請手続きを代理者が行う場合は、助成対象確認通知書及び助成金交付決定通知書を代理者に郵送します。

墨田区木造住宅耐震装置設置助成提出書類チェックシート

◆ 助成対象要件

- ☐ 次のうち、墨田区内にある平屋建てまたは2階建ての木造住宅(主要構造部の過半が木造でかつ延べ面積の過半が住宅の用途)
- ☐ 【旧耐震】昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- ☐ 【新耐震】昭和56年6月1日から平成12年5月31日以前に着工されたもの
- ☐ 有資格者(一級・二級・木造建築士)によって、耐震性が不足していると判断された建物
- ☐ 東京都都市整備局が発行するパンフレット「木造住宅の安価で信頼できる『耐震改修工法・装置』の事例紹介」で選定されている装置(注)(都HP → <https://www.taishin.metro.tokyo.lg.jp/>)
- (注)1階部分に設置する場合に限る
- ☐ 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者が、営利を目的として行うものでないこと
- ☐ 申請者が住民税を滞納していないこと

① 事前相談

区役所9階不燃・耐震促進課窓口または電話03-5608-6269で受け付けています。ご不明な点は事前にご相談ください。

② 助成対象確認申請(申請様式は区のホームページから取得出来ます)

- ☐ 確約書
- ☐ 耐震装置設置助成対象確認申請書(第3号様式)
- ☐ 建築年月日等が確認できる書類及び建物の所有者がわかる書類
 - ↳例:建物の登記簿全部事項証明書(原本)…※法務局で請求
 - ↳例:家屋課税台帳の写し(原本)…※都税事務所で請求
- ☐ 建物の所在地がわかる位置図(地図コピーに赤でマーク等)
- ☐ 建物全体の写真及び設置箇所の写真
- ☐ 設置計画を示す図書(耐震装置仕様や工事図面等)
- ☐ 工事内訳書(見積書等、工事内容・費用が明記してあること)
- ☐ 耐震性の不足が確認できる耐震診断結果報告書
 - ↳【旧耐震】:誰でもできるわが家の耐震診断(一般財団法人日本建築防災協会)判定で7点以下
 - ↳【新耐震】:耐震診断(一般診断法または精密診断法(IW=1.0未満))
- ☐ 耐震性判断書類(建築士が判断根拠を記載、各階平面図等)
- ☐ 耐震性判断者資格証(建築士免許証等)の写し
- ☐ 完納済み住民税納税証明書(前年度の原本)または非課税証明書(前年度の原本)
- ☐ 住民税納税証明書の提出に係る確認書(★助成対象確認申請時に完納済み住民税納税証明書が提出できない場合)
- ☐ 消費税についての確認書(個人)□または消費税仕入税額控除確認書(法人または個人事業者)

該当

- ☐ 高齢者等を証明する書類
 - 例:免許証、保険証、身体障害者手帳などの写し
- ☐ 法人登記事項証明書(原本)(申請者が法人である場合)
- ☐ 承諾書及び印鑑証明書(原本)(共有者が他にいる場合または申請者が所有権者でない場合)※押印必要
- ☐ 委任状(助成金を受けられる方が複数の場合または申請手続きについて代理者が行う場合)※押印必要

③ 完了実績報告(工事の支払い完了後にご提出ください)

- ☐ 耐震装置設置助成金交付申請書兼完了実績報告書(第24号様式)
- ☐ 撮影日を確認することができる耐震装置設置写真(建物全景・設置箇所施工前、施工過程及び施工後を含む。)
- ☐ 耐震装置設置に係る契約書の写し
- ☐ 耐震装置設置契約に係る領収書の写し
- ☐ 工事内訳書(②提出時のものから変更が無ければ省略可)
- ☐ ★完納済み住民税納税証明書(前年度の原本)

該当者

- ☐ 高齢者等が居住する事を証明する書類
 - 例:住民票の写し(原本)など(工事完了日以降の日付が確認できるもの)

④ 助成金請求(③と一緒に提出可)

- ☐ 耐震装置設置助成金交付請求書(第33号様式)

※1 耐震装置設置現地確認

耐震装置設置現地確認時に装置設置が確認できない場合、助成金を交付できません。仕上げ等で装置が隠れる場合は、工事中に現地確認を行いますので、必ず事前に相談してください。

建築士作成

助成率と助成額（耐震装置設置）

◆対象区域は、区内全域です。

◆助成額のイメージ

助成種別	耐震装置設置	
区分	一般	高齢者等（以下のどれか） ・ 65 歳以上 ・ 身体障害者手帳 1 級もしくは 2 級 ・ 愛の手帳 1 度から 3 度まで
助成率	9/10 ※	
助成限度額	最大 30 万円 ※	最大 50 万円 ※

※いずれか低い額。千円未満は切り捨て

- ・ 設置する耐震装置は、以下のパンフレットで選定されているものに限りです。
→ 「木造住宅の安価で信頼できる『耐震改修工法・装置』の事例紹介」
（発行：東京都 都市整備局）における「装置部門」のページ
※東京都 耐震ポータルサイト(<https://www.taishin.metro.tokyo.lg.jp/>)で公開
- ・ 耐震装置は、大地震による住宅の倒壊から、一時的に身を守るためのものです。
その後はすぐに避難に移れることが重要なため、耐震装置を設置できるのは
一階部分に限りです。
- ・ 助成の対象となるのは、「耐震装置の費用」「設置にかかる費用」「設置部分の
床を補強する費用」です。
建築士に依頼する、耐震性不足証明書類(赤枠内)の作成費用は助成対象外です。

◆耐震装置設置助成申請を行う前に必ず行ってもらふこと

事前相談

- ・ 助成要件や助成金申請の流れを説明します。
- ・ 申請書類をお渡しします。
- ・ 耐震性能を判断する専門家（建築士）の紹介をしている団体をご案内します。

※注意事項

助成対象確認申請および区の決定前に、耐震装置設置に係る契約を結んでしまっている場合や装置の購入・設置工事に取りかかっている場合は、助成金の交付は出来ません。
必ず事前相談を行い、助成対象確認申請と区の決定を経てください。

担当：不燃・耐震促進課 不燃化・耐震化担当
電話：03-5608-6269（直通）